

○北川村出会い・婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独身者の出会いの機会の充実や拡大を図るため、民間の結婚相談所等（以下「結婚相談所」という。）やインターネット等で利用されているマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という。）へ登録する者に対して、入会金、登録料及び婚活イベントへの参加費等への補助を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 結婚に対して前向きに取り組む意欲のある18歳以上39歳以下の独身者（高校生を除く。）

(2) 結婚相談所への入会、マッチングシステムへの登録又はイベント開催の時点において北川村に住所を有する者で、かつ、今後も北川村内に居住する意思のある者

(3) 村税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年3月29日規則第6号)第2条第2項第5号に規定する者であった場合は、村長は補助金を交付しないものとする。

(補助対象範囲)

第3条 本事業の補助対象の範囲については、次のとおりとする。

(1) 入会金

(2) 登録料

(3) 月額会費

(4) 婚活イベント参加料

2 入会する結婚相談所及びマッチングシステム（以下「結婚相談所等」という。）については、特に指定しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第1号から第3号までの経費については、1人につき年間60,000円を上限とし、第4号の経費については、1回につき10,000円を上限とし、1人につき年間3回までとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北川村出会い・婚活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に北川村出会い・婚活支援事業補助金交付に係る調査同意書（様式第2号）、居住確認書（様式第3号）及び領収書等必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請をすることができる期間は、当該年度の3月31日までとする。
この場合において、申請をすることができる経費は、申請日が属する年度内に支払ったものに限る。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し補助金を交付することが適当であると認めた時は、補助金の交付を決定し、北川村出合い・婚活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第7条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第2条各号に定める要件を充たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めたとき

2 交付決定者は、前項の規定により返還を命じられたときは、村長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係) 交付申請書兼請求書 [別紙参照]

様式第2号(第5条関係) 調査同意書 [別紙参照]

様式第3号(第5条関係) 居住確認書 [別紙参照]

様式第4号(第6条関係) 交付決定通知書 [別紙参照]